

# 第3回

## 農の雇用ステップアップ支援事業のご案内

(未来を託す農場リーダー育成事業)

新規就業者への研修を応援します!



新たな雇用を行った農業法人、農業者等（以下「農業法人等」）が実施する、新規就業者の人材育成のための研修経費等を助成します。

**令和7年2月1日～令和7年10月1日**に正規雇用された新規就業者への研修経費等を助成します。この期間に新たな従業員を雇用された方は、お気軽にご相談ください。

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成対象期間                        | 令和8年2月から最長で24ヶ月<br>※ 助成対象期間が3ヶ月未満の場合には助成金は交付されません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 助成対象経費<br>及び<br>助成金額<br>(上限額) | <p>① 新規就業者への研修経費（※1）<br/>1年目：月額100,000円<br/>2年目：月額50,000円</p> <p>+多様な人材確保（※2）の場合は月額12,500円加算</p> <p>② 指導者の研修経費<br/>1年目に限り、①の上限の内数で活用可能。</p> <p>※1 国の雇用就農資金による支援を受ける場合、1年目に限り上限50,000円/月の研修経費助成を行います。</p> <p>※2 多様な人材確保：新規就業者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合。ただし、加算は研修生が農業法人等の代表者の3親等以内の親族である場合を除く。</p> <p>※正規雇用採用時に50歳未満の方は、原則、国の雇用就農資金（雇用就農者独立支援タイプ）を活用いただきます。</p> |
| 申請書類                          | （公財）鳥取県農業農村担い手育成機構のホームページから入手して下さい。<br>アドレス <a href="https://www.t-agri.com/ninaitekiko/keiei/">https://www.t-agri.com/ninaitekiko/keiei/</a>                                                                                                                                                                                                               |
| 申請書類<br>提出期限                  | <b>令和7年11月25日（火） 必着</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申請書類<br>提出先                   | （公財）鳥取県農業農村担い手育成機構<br>鳥取本部 〒680-0011 鳥取市東町1-271 鳥取県庁第2庁舎8階                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

※本事業の採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たす者の数が予算を超過した場合には、審査会にて優先順位をつけて採択します。

（その他 主な要件は裏面へ）

## 農の雇用ステップアップ支援事業 ～未来を託す農場リーダー育成事業～ の主な要件

### 【 受入する農業法人等の主な要件 】

- 新規就業者を正規の従業員として、期間の定めのない雇用契約を締結していること。
- 新規就業者を労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。  
法人の場合は社会保険（厚生年金保険、健康保険）にも加入させること。
- 十分な指導を行うことのできる研修責任者（農業経験5年以上又は認定農業者）を確保すること。
- 経営開始資金、農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。
- 原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者であること。
- 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。
- 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。
- 令和2年度～令和6年度にかけて本事業及び国の「農の雇用事業」等で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事（雇用または独立自営）していること。
- 休憩、休日の確保について就業規則及びこれに準ずるものに規定している又は1年以内に新たに規定すること。有給休暇を付与すること。
- ①年間総労働時間2,445時間以内、②モチベーションアップの仕組みの導入、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備、④育児・介護休業等働きやすさを向上させるための規定のいずれか2つ以上に既に取り組んでいる又は1年以内に新たにに取り組むこと。
- 1年目研修終了までの間に、研修生に対して①農業技術検定の受験等による習得状況の確認または②農業従事に係るスキルアップに向けた取組を実施するよう努めること。

### 【 新規就業者の主な要件 】

- 県内在住者（予定を含む）であること。
- 本事業での研修修了後も継続して就農する意思があり、正規雇用時の年齢が65歳未満の者。
- 研修開始時点で正規雇用での就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- 過去の農業就業期間等が正規雇用採用時点で原則5年未満であること。ただし、過去に従事した農業の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で従事する営農類型と異なる場合はこの限りでない。
- 労働保険に加入出来れば経営主の親族（3親等以内）であっても対象となるが、経営継承を前提としていて親元就農促進支援交付金の対象となる場合は、当該交付金の活用を優先すること。
- 過去に農業法人等で国、県の補助事業を活用して農業研修を受けた期間は、助成期間から除きます。

※要件の一部が変更される場合がありますので、ご承知ください。

※その他要件の詳細については、募集要領をご確認ください。

### 申込方法等、詳細はホームページをご覧ください。

○農の雇用ステップアップ支援事業 未来を託す農場リーダー育成事業について  
鳥取県農業農村担い手育成機構HP---「担い手・経営対策」  
【<https://www.t-agri.com/ninaitekiko/keiei/>】

○雇用就農資金 雇用就農者育成・独立支援タイプについて  
全国新規就農相談センターHP  
【[https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)】



### 問い合わせ先 電話番号

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構 0857-26-8337  
鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課 0857-26-7261